



令和2年9月29日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢  
(コード2388 東証 J A S D A Q 市場)  
問合せ先 開示担当 小竹 康博  
(TEL 03-6225-2207)

**タイ専門事件控訴裁判所（破産部門）が、  
J T A の会社更生申立を棄却する判決を支持。判決が確定。**

当社の重要な子会社でありますSET(タイ証券取引所)上場のDigital Finance会社Group Lease PCL(以下GL)は、タイ専門事件控訴裁判所(破産部門)が、J T A の会社更生申立を棄却する判決を支持し、判決が確定したことを公表いたしましたので、日本語訳にてご紹介いたします。

(以下、GL社公表のプレスリリースの翻訳)

Group Lease Public Company Limited(以下GL)の最高財務責任者であるAlain Dufes氏は、2020年9月29日、中央破産裁判所が、専門事件控訴裁判所(破産部門)(以下「CASC」)の判決を発表したことを明らかにしました。CASCは、GLの主張を認め、JTAがGLに対して提出した会社更生申立を棄却する中央破産裁判所の決定を支持しました。

GLの最高経営責任者である此下竜矢氏は、「裁判所が本件について最終的に明確に判断し、GLの強固な事業に会社更生は必要ないと結論づけたことを喜ばしく思います」と述べています。JTAの主張が3回連続で棄却されたことは、裁判所が複数の段階でJTAの主張を棄却したことを強く示しています。

JTAの主張が無効であると強く確信し、私たちは以前にJTAの悪意ある不法行為を訴えていましたが、2020年3月5日、タイ民事裁判所は私たちの主張に同意し、JTAに6億8550万バーツ(日本円で約22億円)の支払いを命じておりました。しかし、その請求は、JTAの行為によってもたらされた最初の自動停止期間中の2018年1月10日から2018年3月19日までの期間に限ったものでした。それ以降も、本日の判決で示されているように、JTAはGLに対して濫訴を続けておりました。

これを受けて、GLは今月初め、2018年3月20日から2020年9月11日までの期間、JTAの悪質な訴訟行為に対して、9,130百万バーツ(日本円で約304億円)の損害賠償と弁護士費用を求める民事訴訟を提起しております。GLは裁判所の結論に感謝するとともに、この判決を受けてJTAがこれ以上の不当な訴訟戦略を続けることを断念することを望むものであります。

以 上